

平成30年度千葉県子ども・子育て会議 議事概要

- 1 日 時 平成31年2月5日（火）午後2時～午後4時
- 2 場 所 千葉県自治会館 第1・2会議室
- 3 出席委員 阿部委員、稲垣委員、井上委員、今村委員、小川委員、金子委員、
小山委員、眞田委員、竹田委員、武富委員、中川委員、
西牟田委員、比良田委員、藤澤委員、松山委員

4 議 事

（1）会長の選出

会長に眞田委員を選出した。

（2）副会長の選出

副会長に阿部委員を選出した。

（3）部会員の指名

会長が幼保連携型認定こども園部会の部会員を指名した。

（4）千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況等について

資料1～4に基づき、子育て支援課説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

小山委員 急速的に市川市のように待機児童が減り対策に取り組んでいる市町村がある一方、去年ゼロだったにも関わらず増えてしまった市町村も出てきている。そういう中で、保育士の確保等ができないために待機児童が増えたところもあるという説明だったが、施設等はあるのに保育士がいないために受け入れることができずに待機児童が発生したという認識でよいのか。

子育て支援課 待機児童の発生には、様々な原因があると認識しているが、保育士が増えれば、受入児童数が増えた市町村は幾つかあると聞いている。そういう意味で、保育士の確保が難しいためという説明をした。

小山委員 市町村の保育士の募集として、確か今年の4月に船橋市は約100名、千葉市は約50名程度募集していたと記憶しており、積極的に保育士を採用していると感じた。その中で、佐倉市等では、地元勤務の保育士がいないという認識があり、非常に残念に思う。施設があるのに保育士が確保できない実情は残念である。

このような現状は、正規と非常勤ということに1つ要因があると思っており、正規職員として保育士を募集しているのかを市町村に確認していただきたい。非常勤で幾ら募集しても、皆さん正規職員になりたいと思っているので、集まらない実情があると思う。是非、県から保育士不足が原因で待機児童が発生した市町村に対して、可能な限り働く人たちのことを考えて採用していただくよう、指導・助言をお願いしたい。

子育て支援課 県では、保育士の処遇改善事業として、県単独で保育士の給与等に

上乗せを行っており、正規で働く保育士に対して給料等に上乗せを行っている。働きやすい職場環境づくりを目指して様々な施策を実施しているが、現場からは、保育士と園との間に勤務時間帯や正規・非正規の別についてミスマッチがあるという話を聞いている。県としては引き続き、関係団体と協力して、施策を実施していきたいと考えている。

会長 資料2の(5)職員数を見ると、かなり進捗していると伺うことができるが、資料2の左側を見てみると、八街市等の人口の少ない市で待機児童が発生している。要するに保育士が不足しているためと把握して良いか。

子育て支援課 例えば保護者がA施設を希望していても、空きがあるのはB施設という、地域的なミスマッチもあると聞いているので、一概に保育士不足により待機児童数が発生しているわけではないと考えている。また、八街市の待機児童は保育士不足が原因ではないと聞いている。

会長 要するに、保護者の要望とのミスマッチで待機児童が発生している場合もあり得るということか。

子育て支援課 そのとおり。

藤澤委員 資料の数字は、4月1日時点の調査で、年度末になるとさらに待機児童が発生すると考えられるが、そのあたりの把握等はいかがか。

子育て支援課 待機児童数調査は、4月1日と10月1日時点で、国が調査しており、3月末の数字は調査をしていない。

4月1日はこのような数字だが、10月1日は恐らく倍以上の数字が出てくると思われる。まだ国の公表前のため、県でも暫定の数字しか持ち合わせていないが、平成29年4月1日との比較で平成30年4月1日の待機児童数は400弱減少している。10月1日も同じような状況で、平成29年10月1日との比較で平成30年10月1日は300から400減少する。平成30年4月1日と平成30年10月1日との比較では、2倍以上の増加となっている。年度途中から子どもを預けようと思ってもなかなか入所できないという声は確かにあり、4月1日ですら待機児童が多く発生している現状では、なかなか解消には至っていないという状況である。

藤澤委員 本来入所したい時期に入所できるのが児童福祉の根本だと思う。市町村の整備計画もそうだが、4月1日の待機児童数で整備をすることは、実態と乖離しており、現場では1歳児がとにかく入所しづらい。本来、満1歳まで育児休暇を取得して、保護者も1歳まで育てたいという思いがあっても、前倒しで育児休業を終了することもある。それから、今は2歳の誕生日の前日まで育児休業を延長できるが、そこまで延長しても入所できる保障はない。希望する時期に確実に入所できるように実態に即した政策を検討していただきたい。

あともう1点、保育士の確保については、保育士資格を有する者にのみ県から補助が出ている。しかし、保育士資格を有する職員のみでは人手が足りないため、幼稚園教諭免許、看護師資格又は養護教諭免許保有者も雇用している。養護教諭に関しては、健康管理の面で非常に助かっている。保育士の資格を持っている方とそれ以外の方と

で、処遇の格差が大きく出てしまう。子育て支援員や非常勤職員を雇った上で、子育て支援の資格を取らせ、保育士資格を取得させているので、もう少し補助の幅を広げていただきたい。

それから、正規職員だけではなくて、パート労働者についても、同一労働同一賃金が基本になるので、パートの職員に対しても手厚い処遇ができるように取りはからっていただきたい。八千代市の待機児童が出ている背景には、もちろん子どもが多いのもあるが、保育士の確保が非常に困難ということがある。その理由は、近隣に千葉市、船橋市があり、処遇改善がかなり手厚いため、引っ張られていく。毎年、年度末になると、「新しい保育所が近くにできたのでそこへ行きます。」ということで、職員の異動がとて多く、ぎりぎりになって職員の退職があると本当に大変である。そのため、市町村間で余り差がないように補助を手厚くして、正職もパートの職員も手厚い処遇ができるように御配慮いただきたい。

子育て支援課 県では、千葉県で独自の施策ということで、緊急的な形で保育士の処遇改善を実施している。本来、国の施設型給付費により、職種に関わらず、きちんと給与の保障が与えられるものだとして認識している。市町村間の格差も、市町村間で保育士が奪い合いになってしまい、それは良くないという話が待機児童対策協議会でも出ている。引き続き、施設型給付費等で保障がされるように、国に対して要望していきたいと考えている。

稲垣委員 市町村の側から見たとき、もう1つ考えるべきことは、子どもたちの権利を守り、よいサービスの中で子どもたちを預かることをどう担保していくかだと思う。数ももちろん大事になるが、その質を提供できる保育士を確保していくときに、保育補助の人で埋めていくことはリスクが高いと考える。もう1つリスクが高いと思うのは、地域子ども・子育て支援事業で、家で子どもを預かることである。これは事故が起きることもあると思う。もちろん数の問題を議論していくことも大事だが、どういう質のサービスがどれだけの量を確保されているのかということも検証しながら数の問題に対処していかないといけない。余り良くないサービスが増えても、それは結果として子どもたちの幸せに結びつかないので、もう少し実質を把握するような、もちろん数字というのが一番わかりやすく、比較しやすいところではあるが、どのような資格を持っているとか、サービスを提供できる人たちがどの程度充足されているかという把握の仕方については、次の計画の中でもう少し整理をしていただくことも必要だと思う。

子育て支援課 承知した。

副会長 質の問題で、資料4の3ページだが、虐待防止に関して、今、児童相談所が対応の問題で色々言われている。専門性の向上のため研修も必要だが、人が足りないということはないか。児童相談所職員1人の抱える相談件数等が多過ぎて、丁寧に対応し切れないで救える命が救われないということはないのか、この問題に関して県はどのような対応をしていくのか。

児童家庭課 御指摘のように、児童相談所の各ケースワーカーが抱える案件数は非

常に多くなっている。地域によっては、1人の児童福祉司が100件以上も案件を抱えることもある。千葉県では、昨年から5年間で児童相談所職員を200名増やす方針でスタートしている。同時に、当然質の確保も必要なことは承知しているが、数に関してはこのような計画を持って進めている。

副会長 野田の件に関しては、分からなかったのではなくて、分かっている、なおかつ対応の関わり方の問題だったのかなと思うので、一緒に質も考えていただきたい。

会長 野田市の件は、弁護士に相談してくれれば、「こんなの訴訟になりませんよ。これは絶対に開示してはいけません。」というアドバイスが出来た。気楽に弁護士に相談するという体制も必要ではないかと思っている。

稲垣委員 私は児童の処遇の委員会にも所属しており、県内の児童虐待件数について、児童相談所の方々と議論する機会が多い。このケース以外でも、大変残念な状況だが、千葉県内は児童虐待の件数が多く、児童相談所の一時保護所は100%を超える状態である。この状況の中で、このケースも当然早くアウトリーチをかけて、地域ネットワーク、専門職ネットワークの中で支援する可能性があったと思うが、御指摘のように、余力のない中で、学校の保健室のアセスメントが十分できていなかったという問題はやはりあるかと思う。

また、もう1つ、是非県内で確認いただきたいが、個人情報保護法をどう活用していくか、自治体間あるいは専門家間でどういう情報の共有を図っていくか。今回は遠隔自治体だということもあり、情報の共有化が抜け落ちたためにリスク管理が甘くなったところがあると思う。

もう1つは、やはりドメスティックバイオレンスの加害、被害関係に関して、ドメスティックバイオレンスから生じてくる加害者側の行動の及ぼす影響は、我々専門職でも対応に苦慮する部分でもある。これが今回教育機関に波及したということは、会長の発言にあったように、やはり児童相談所には弁護士がいるように、子どもたちに関わるところは、働く側の権利や立場を守るためにも、司法との連携が非常に必要になっている。そういう認識で、是非体制整備もしていただき、個々の児童相談所の児童福祉司たちが本来業務を全うできるような体制整備を至急お願いしたい。

児童家庭課 来年から6つの児童相談所全てに弁護士を配置する予定になっている。現時点では中央児童相談所のみ配置し、他の児童相談所から、中央児童相談所の弁護士に相談する体制になっている。

会長 この虐待の問題というのは、難しい部分があり、なぜ難しいかということ、諸外国ではもっと家庭裁判所が全面に出てきて、児童相談所に任せるのではなく、家庭裁判所が主に対処するというところもある。児童相談所は、現在の法制度のもとではそこまで踏み込めない部分もあるかもしれない。そういう意味では、今後とも児童相談所に対する県の支援をお願いしたい。

小川委員 児童相談所に弁護士を配置することも含めて、教育現場にも配置という話があったが、それについて教育の方から今回の事件を受けて対策等を考えている点

はあるか。

子育て支援課 直接の教育の担当者がいないため、改めてそういった意見があったことを伝える。

西牟田委員 今、虐待のことが話に出ているが、虐待だけではなく、4ページの一番下のほうに妊娠期からの養育支援に関する相談・支援体制の整備が記載されている。今、子育て世代包括支援センターが推進されていると思うが、この仕組みは虐待の察知や貧困家庭の察知に非常に役立つ仕組みだと思っている。包括支援センターと資料に記載のある様々な全戸訪問を含めたこの機能は、こういった整合性があるのか。また、どのように発展していくと考えればよいのか。

児童家庭課 妊娠から子育てまでを包括的に支援する子育て世代包括支援センターと養育支援等にかかわる子育て部門については、今、一体的に取り組むよう、連携を見直していこうと言われている。虐待の部門と、母子保健の部門と、それぞれ市町村によって体制は違うが、最初の窓口になるのは母子保健部門であり、妊娠届出をいただいで、各家庭の課題や養育の状況等をまず確認し、支援が必要な状況によって、それぞれの機関へつなぎ、次のステップに進んでいくという形になる。まず母子保健の窓口から入って、虐待につながりそうな気になるケース、貧困の家庭など、それぞれに支援を行う担当課があるので、その関係者と一緒に、計画を立てて支援をしていくという流れになると思う。

西牟田委員 今の仕組みはそのようになっていると思うが、成育基本法の成立により、日本版のネウボラ構想というのは非常にこれから注目される。そして、それは様々なことに関係してくるので、そういったことも確実に盛り込まれていかないと具合が悪いと思う。よって、今後の課題だと思うが、様々な課が管轄しているようなので、1つにまとめていく方が良く考えている。

会長 今の西牟田委員の意見は非常に貴重な意見で、1つ千葉県独自の形での考え方を是非検討いただきたいと思う。

あえて挑発的に言うと、待機児童数が何故平成29年度になって増えているのか。資料1の左側、保育の現状のところ、1,787人と増えている。それから、もちろん数字だけではないが、需要見込みと整備計画数の見直しに関し、少し整備のスピードがどうなのかと。平成30年度と平成29年度を比較してみると、大変な数字になるのではというところがあるが、子育て支援課はどのように考えているか。

子育て支援課 待機児童数については、各市町村、受け皿整備を加速度的に進めているが、県内全域で子どもの数は減少しているが、それと反比例する形で保育需要が伸びている。この伸び率が見込みづらく、受け皿整備が追いついていないという状況。ただ、各市町村とも危機感は抱いており、今年度、来年度と集中的に整備を進めているので、今後、待機児童数は減る見込みである。

小川委員 今の待機児童の件で、保育の待機児童数は、いわゆる児童推計によってまとめているという話を市町村で聞いたことがある。子どもの数と保育を必要とする数は、比例していないという実態があるので、どうも市町村の統計の取り方、考え方

がおかしいのではと思うところがある。

それで、資料3にある千葉県待機児童対策協議会、本来なら第5回の総会をもって各テーマ別の結果報告に流れると思うが、この会議で2回から4回やったテーマ別会議で、もしも市町村が考えている問題ということで目立つものがあったら紹介いただきたい。

子育て支援課 保育の量の見込み、保育ニーズの見込みだが、市町村の子ども・子育て支援計画は平成31年度末をもって計画年度が終わる。次期計画が平成32年度ということで、次期計画に向けた量の見込みの調査を各市町村とも現在実施している。市町村で実施している調査は、現計画で量の見込みの算出がうまくいかなかった反省点及び来年10月から始まる教育・保育の無償化を踏まえて内容の精査をしている。

西牟田委員 待機児童の推計の中で、今後出生数が減少してくることは考えられるが、それでも受け皿に不足があるのは、働く女性、お母さんが増えているからだと考えられる。利用児童が非常に低い年齢に想定されているが、今後必要になるのは、学校に入った子どもたちの対応である。この年代が上に行ったときに、両親が働いている家庭の子どもをどうするかということを今から想定しておく必要がある。

また、今後、障害のある子どもの対応をしっかりとできる体制を整備しなければ、不自由をさせてしまう。そういうことが盛り込まれてはいるが、実際にそれを受ける側の方々は大変な思いをされていると思うので、そういったところがどのようにうまく機能できるかというのが大事になってくると思う。医療的ケア児の問題や、心の問題もあるが、看護師の配置等の対応が盛り込まれていかないと、数を抱えることの大変さが出てきてしまうので、どのようにしていくかを考えていただきたい。

子育て支援課 保育を受けている子どもが、小学校に上がった後の対応については、国が新しい放課後のプランを今年度の秋に策定した。来年度から5年間で約30万人分の施設整備を全国でしなければならないというプランである。ついては、県と市町村で、市町村では5年間で整備計画を策定する、県では放課後児童支援員の確保の計画を策定することになったので、来年度、計画を検討したいと思っている。

また、障害児保育の関係で看護師の配置をとという話があったが、保育士不足の部分で、4人以上の乳児がいる施設については、1人に限り保育士の代わりに看護師を配置することも可能とされている。県内でかなりの保育所が看護師の配置も行っているが、まだまだ全ての園に看護師がいるというわけではない。障害児保育等の実施園には、県の施策の1つとして補助を出しているが、看護師がいると、保育士も安心できるという話も聞いているので、今後広げていかななくてはいけないと思っている。

小川委員 去年の5月、6月、新・放課後子ども総合プランで、人材の確保や質の向上及び推進委員会の設置等が謳われているが、実際にそのような委員会をつくる計画はあるのか。

また、保育園は手厚く補助され施設も増加しているが、大きな問題はいわゆる小1の壁であり、保育園から小学校に上がった途端に働けなくなったという保護者が非常

に多くいる。その中で、今、国は30万人の受け皿を作るということで、来年度、800億円超えの予算をつけているが、それが市町村に響いておらず温度差がある。一生懸命に質も確保していこうというところと、他方でも無理というところもある。いわゆる企業型に任せることを悪いというつもりはないが、全部、いわゆる企業型に任せる自治体は県内にも結構ある。これは、おそらく予算の都合があると考えられる。また、貴重な人材、支援員等が継続で雇用されないことや、雇用条件が落ちるということが実際にいろいろな県や市で起きている。それは、事業主体が市町村であるとしても、先ほどの待機児童も含めて、やはり力のある市町村と力のない市町村とでかなりの温度差があるということだと思う。こういう問題もあるので、ここは県の指導と県単の補助予算をつけていただきたい。

子育て支援課 教育委員会に地域学校協働活動推進委員会があるので、連携をとりながらやっていきたいと思っている。まだ、担当レベルでの打ち合わせなので、これからしっかりと方向性を立てていきたい。

また、市町村が放課後児童クラブの責任主体であり、保育所と違い、設備や管理の基準も市町村が作ることになっている。しかし、市町村の認識が薄いという意見は別のところでもいただいている。今回、国のプランを受けて、市町村それぞれが整備計画等を策定する必要があるが、県もこれは確実に実施しなければならぬという思いを有している。これから説明会等の開催を含めて検討していきたい。

小川委員 是非説明会等を開催していただき、国や県がどういう思いで予算を立てているのかを説明して頂きたい。勝手に押しつけられて、しょうがないからやっているといったような市町村担当者が多く見受けられる。また、一生懸命やっているところもたくさんある。是非とも指導をお願いしたい。

副会長 学童の小1の壁に関しよく聞くのは、場所の問題である。小学校の余裕教室を、例えば校庭の端に学童があり、不足しているからといっても余裕教室はもう使えない。あるいは、ここからこっちは来てはいけない等、福祉と教育の壁というものを感ずる。このような現状では、小1の壁や子どもたちの放課後の生活の質は望めないと思う。

それからもう1つ、数を増やすと同時に、やはり支援員の質が重要で、それが子どもたちにとっても大きな影響を与えると思う。私は、6カ月くらい学童に保育を見せてもらったことがあるが、例えが悪く申し訳ないが、何かを製作をする場合、違うものを作ってはいけないということがある。なぜ違うものを作ってはいけないかというと、保護者がうちの子に手をかけてくれない、うちの子には手をかけてくれたで、揉めるから同じものを作るという話を聞いて驚いた。保護者の言いなりではなく、やはり保護者とも少し話し込んで、子どもにとって何が大切なのかということをお話する程度の専門性は身に付けて、学童の放課後に当たってもらえると、子どもたちには非常に良いことだと思う。量を増やすのと同時に質。それは福祉と教育の連携においても必要だと思う。

子育て支援課 新しい放課後のプランでは、小学校の中に放課後児童クラブを整備

する方向性が出ており、これから放課後児童クラブを整備するには、学校施設を徹底的に利用しなさいという内容になっている。県としても、教育委員会及び市町村教育委員会と連携しないとできないと思うので、そういった方向で進めていきたいと思う。

質の確保については、放課後児童支援員の認定資格研修があり、24時間、4日間の研修だが、非常に専門的な内容の研修となっている。支援員からも、他の施設の方と情報交換や専門性を得る機会ということで、大変満足度の高い研修になっている。

その他にも、一定程度支援員の研修を受けた方を対象とした資質向上研修も実施しており、例えば障害児や遊びに関する研修をやっている。県としてはこうした研修を通じて支援員の資質向上を図っていきたいと考えている。

稲垣委員 実際に市町村でこうした問題に対応しているときに出ている意見として、私が関わっている市は、学校利用は上手くいっているようだ。しかし、今、学校に行きづらさを抱えている生徒がいる。この生徒に、学校が終わった後も学校にいなさいというのは、辛さの延長線上である。授業の間の人間関係にストレスを感じた生徒が、放課後くらい自由になりたいのに、また同じ環境の中で、また同じ人間関係の中に居続けなければいけないというのはストレスだと思う。

ただし、今の地域の安全、安心ということを考えると、学校というのはとても守られた安全、安心な場所なので、保護者にしてみれば、そこにいてくれたほうがいい。ここから別の場所に移動するとなると、その移動の間の安全を確保して、移動した先にも安全、安心を確保しなければいけないというのは難しいことになってくる。

ただ、今、様々な発達の課題を抱えた子どもがいる中で、長時間、同じ人間関係の中に、同じ場所に居続けることは、子どものウェルビーイングの観点から望ましいかというのは、1つ議論すべきところだと思う。

放課後の余裕教室を使うことは、安全な場所を使うことでよい案だとは思いますが、子どもの特性を考えて、もう少し多様なハードの用意を是非検討していただきたい。ここは要望をしたいところ。

また、皆さんにも関心を持っていただきたいことある。先ほど、虐待の問題への言及があったが、両親と一緒に同じ家庭の中で暮らすことが難しい子どもたちの支援を社会的養護と言うが、社会的養護の国の施策の中で、新しい社会的養育のビジョンが出された。都道府県は、社会的養育にかかわる制度、施策の整備をすることが、ロードマップとともに示されていると思う。

やはり野田のような事件が発生したこと、それと児童相談所の一時保護所にたくさん子どもたちがいる状況の千葉県においては、この対策というのは丁寧に講じていくことが必要だと思う。是非関係機関の知恵を集めて、具体的な対策を講じていただきたいと思う。これは先ほど別の委員の発言にあった、包括的な支援という意味では、早期に虐待のおそれがあるような家庭の中にある養育の脆弱さを見つけて対応していき、それが児童虐待につながらないようにしていく。そして、万が一、相談者が見つかったときも、速やかに手当をしていく。子どもに関わる保健、教育、福祉、もち

ろん保育も組み込み、そうした領域を包括した支援対策を、次のこの計画の中でやっていくのはなかなか難しいと思うが、こうした子どもたちの痛み、悲しみを、私たちは強く受けとめて、千葉県は何をしていくのかというのを考えていただければと思う。

副会長 今回の発言にあわせて、例えば保護者が思うような保護者になっていくことは、子どもが生まれてすぐはできない。そして、今1・2歳児で保育園や認定こども園に通っている子どもたちはもう5割近い。そうすると、生まれてくる子どもたちの半分近くは保育園、認定こども園、あるいは地域の事業所等に通っているということになる。そこで育っていくということになると、保育園等は子どもたちの保育をきちんとする、それと同時に保護者が子育てをしていく上で必要なこと等を一緒に考えていけるような体制をとりながら子どもに向かい合う姿勢、あるいは働きながら自分の子育てを人生の中にどうやって位置づけていくかというところまで一緒に保育というふうに捉えていかなければいけない。

そういう保育の質が上がっていくことが、虐待の予防的な措置になっていくと考えている。是非、保育所及び専門職の人たちの質の確保のための対策をきちんとしていただきたい。

現場で話を聞くと、どうしていいかわからないという人たちがたくさんいる。あまり言いたくないが、世界的にも子どもたちにお金をかけることが、どれだけ有効なことかが証明されつつあるので、質を向上できるような工夫をしていければいいと思う。そこは是非考えていただければよいと思う。

会長 この会議は有識者会議という側面もあるので、総括的な意見ということで取り入れて、今後の施策に反映させていただきたい。非常に貴重な意見を今賜っていると思う。

小川委員 別の委員からも話があったが、学童保育について、県としては認定研修等を一生懸命やっているのは分かっている。しかし、受け手側が、特に市町村が、資格が必要だから無理やり出している、県が認定研修をやれと言っているから来ているという認識であると思う。せっかく国で策定した放課後児童クラブの運営指針に基づいて県が認定研修を組んでいるが、その教えられたことが現場で全く実践されないどころか、市町村の担当者が理解していないため研修内容を否定してしまう。例えば、先ほどの発言にあった、同じものを作らせない。なぜかという、これをやると苦情が市に来る。それに対して市から、同じことをやるよということが現場に来る。先ほどの発言にあったように、色々な個性があって、色々な障害があって、今、問題を抱える子どもがいると言われているので、認定研修では個々に合わせてやるよう研修されていると思う。全体のグループとしての扱いではなく、個々の子供にきちんと寄り添ってやるよにと支援員の指導をしているはずだが、それが現場へ戻って行政から否定されてしまう。市の行政担当者に必ず認定研修を受けさせるぐらいのことをしていただき、質の確保だけはきちっとお願いしたい。

金子委員 幼稚園の立場から発言させていただくが、この計画の第1章に、まず教

育・保育の充実と子育て家庭の支援という文言がうたわれているが、幼稚園は教育だけではなく、保育の部分も担っているので少し頭に入れていただきたい。

まず、この会議の担当が健康福祉部子育て支援課なので、子育て支援というと保育所、待機児童の解消ということに全て目が行っているように思われる。ただ、幼稚園でも、子育て支援にも力を入れている。うちの幼稚園は0歳から、それから学童もやっているのですが、12歳まで預かる子どもを育成している。そういう幼稚園も数少ないが、あるということを少し記憶していただきたいと思う。市から一時預かり保育の補助を受けて、0歳、1歳、2歳をやっており、学童は市から支援は受けていないが、独自のやり方で小学校をリタイアした先生を中心に7名、8名ぐらいで、約40名を預かっている。

繰り返しになるが、幼稚園でも子育て支援に力を入れている園があるということを確認していただきたいのと、職員の待遇について、保育所の保育士は処遇改善がともあるが、幼稚園教諭に対する処遇改善は微々たるものである。

今一番困っていることは、7対3あるいは8対2の割合で、卒業した学生は保育所の保育士になっていると聞いたことがある。このため、現状、幼稚園の先生が不足しており、本当に今困っている。幼稚園は、どうしても担任制があり、受け持つ子供の人数も多く、大変な面も多いと思う。今、国も色々な施策を実施しており、保育所の保育士だと家賃の借り上げ制度もあり、遠方の方でも来て住めるというような文句で保育士を集めている。

ただ、先ほど保育士にしても、パートから正職員になりたいけれどもなれないという意見があったが、正職員になってほしいが、働く側の方が扶養範囲内で働きたいから正職員にはならない、という職員が結構いる。その辺の意見は余り表に出てこない。幼稚園でパート勤務の保育士資格保有者も、扶養範囲内で働きたくて、長時間働いてくれない。そういう方もいるという現状があるということも認識していただきたい。非正規から正規にしないのではなくて、こちらがなってくださいと言ってもなってくれないというのものもある。

それと、保育所の場合は朝早く、朝7時ぐらいから、船橋は夜8時までやっており、やはり朝の早い時間と夕方の遅い時間は働くことが難しい。保育士を確保することは大変だというが、それにはいろいろな要因が含まれており、一概には言えないと思っている。

このような現状があるので、保育所ばかりではなく、幼稚園についても考えていただきたいと思う。

(5) 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況等について

資料5に基づき、子育て支援課から説明。

5 閉 会